

光地区消防組合告示第2号

コミュニティ助成物品の譲与手続に関する要綱を次のとおり定める。

令和5年2月1日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

コミュニティ助成物品の譲与手続に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用して整備した物品について、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和47年光地区消防組合条例第14号）において準用する光市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（平成16年光市条例第52号）第6条第1号の規定により譲与する際に必要な手続を定めるものとする。

(譲与の対象)

第2条 譲与の対象は、光市、田布施町及び周南市（平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。）の少年消防クラブ及び幼年消防クラブとする。

(譲与する物品)

第3条 譲与する物品は、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材及び幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材とする。

(譲与の申請)

第4条 譲与を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、物品譲受申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(譲与の承認)

第5条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、譲与を承認するときは、物品譲与承認通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(譲与の条件)

第6条 管理者は、前条の規定による承認をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 譲与した物品は、常に良好な状態で管理及び保管すること。
- (2) 譲与した物品は、目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (3) 管理者は、譲与した物品に関し、適宜、実地調査ができること。
- (4) 管理者は、譲与した物品について、所要の報告を求めることができること。

2 管理者は、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(物品の受領)

第7条 代表者は、第5条の承認を受け、物品を受領したときは、直ちに品名、数量等を確認し、物品受領書(様式第3号)を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に掲げる書類のほか、代表者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）光地区消防組合管理者

所在地
名称
代表者名

物品譲受申請書

コミュニティ助成物品の譲与手続に関する要綱（令和5年光地区消防組合告示第 号）第4条の規定に基づき、下記のとおり物品を譲受いたしたく申請します。

記

1 譲与物品

| 品名 | 品番・製造会社 | 数量 |
|----|---------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 保管場所

3 使用目的

4 譲与条件

- （1）譲与物品は、常に良好な状態に管理及び保管します。
- （2）譲与物品は、目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供しません。
- （3）実地調査を求められたときは、誠意をもって協力します。
- （4）所要の報告を求められたときは、速やかに報告します。
- （5）その他、光地区消防組合管理者が提示する条件を遵守します。

様式第2号（第5条関係）

指令光消組総第 号
年 月 日

様

光地区消防組合管理者

物品譲与承認通知書

年 月 日付けで申請のあった物品の譲受について、下記のとおり承認したので、コミュニティ助成物品の譲与手続に関する要綱（令和5年光地区消防組合告示第 号）第5条の規定により通知します。

記

1 譲与物品

| 品名 | 品番・製造会社 | 数量 |
|----|---------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 譲与年月日

3 譲与条件

- （1）譲与物品は、常に良好な状態で管理及び保管すること。
- （2）譲与物品は、目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。
- （3）実地調査を求めたときは、誠意をもって協力すること。
- （4）譲与物品について所要の報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- （5）その他、提示する条件を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）光地区消防組合管理者

所在地

名称

代表者名

印

物品受領書

年 月 日付け物品譲与承認通知書にて承認された物品について、下記のとおり受領したので、コミュニティ助成物品の譲与手続に関する要綱（令和5年光地区消防組合告示第 号）第7条の規定により提出します。

記

| 受領物品名 | 品番・製造会社 | 数量 |
|-------|---------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

